

お手続きの流れ

STEP
1

申込書の取り寄せ

下記、福岡銀行 確定拠出年金 コールセンターにお電話ください。
制度加入に関するご相談や、申込書類のお取り寄せが出来ます。

STEP
2

お申し込み

- 取り寄せた申込書類を作成し、返信用封筒にて「野村證券(株)FFGのiDeCo係」にご返送ください。
- ご不明な点は、下記、福岡銀行 確定拠出年金 コールセンターにお問い合わせください。

野村證券(株) FFGのiDeCo係に 1~10日到着の場合

野村證券(株) FFGのiDeCo係に 11~末日到着の場合

STEP
3

加入資格の確認

国民年金基金連合会で加入資格の確認後、次の書類が郵送されます。

- 加入が認められた場合
- ①「個人型年金加入確認通知書」
 - ②「個人型年金規約」「加入者の手引き」
- 加入が認められない場合
- ①「加入者資格不該当通知書」

翌月 10日前後に郵送

翌々月 10日前後に郵送

STEP
4

お手続き完了のお知らせ

加入資格等の確認後、JIS & T社(注)から以下のお知らせが郵送されます。

- ①「口座開設のお知らせ」・「パスワード設定のお知らせ」
- ②「コールセンター／インターネットサービスガイド」

(注)「JIS & T社」とは、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社の略称で、ご加入者の口座記録の管理などをおこないます。

STEP
5

掛金の引き落とし

ご指定の口座から掛金の引き落としが始まります。
(土・日・祝日の場合は翌営業日)
お申込みから初回掛金の引き落としまでのスケジュールは右のとおりです。

翌月 26日 掛金 1ヶ月分

翌々月 26日 掛金 2ヶ月分

STEP
6

資産運用スタート

- 初回掛金の運用指図(=配分指定)は、「確定拠出年金配分指定書(個人型)」にておこなってください。
- 毎月の掛金の配分変更や企業からの移換金などの預け替え(スイッチング)は、福岡銀行 確定拠出年金 コールセンターまたはインターネットにておこなってください。

■福岡銀行 確定拠出年金 コールセンター(ふくおかフィナンシャルグループ共通)

☎ 0120-934-080

[受付時間] (月~金) 9:00~17:00 (土) 9:00~17:00 ※日曜日、祝日、振替休日、年末年始は休みとなります。

お問い合わせ先

2022年10月1日現在

FFGのiDeCo

個人型確定拠出年金

(運営管理機関:福岡銀行、受付金融機関:十八親和銀行)

老後に向けた安心を積み立てていきませんか?

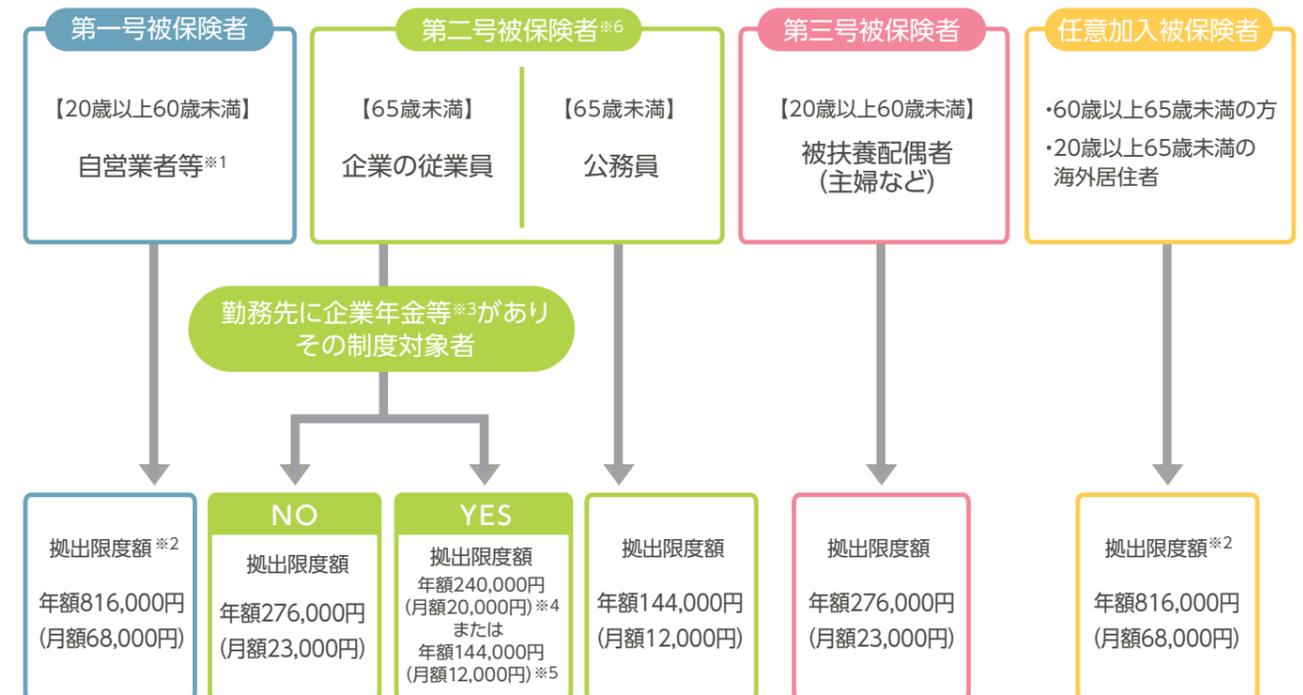
詳しいプラン
内容はこちら



確定拠出年金とは

- 「確定拠出年金」は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつで、公的年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。
- 確定拠出年金の仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が拠出し、加入者自らが運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定されるというもので、事業主が実施する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「個人型確定拠出年金」があります。

加入対象者と掛金額



※1. 農業者年金の被保険者、または国民年金の保険料納付を免除されている方は対象外となります。

※2. 国民年金基金・国民年金の付加保険料と合算した金額です。

※3. 企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金および企業型確定拠出年金のことを指します。

※4. 企業年金等に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。

※5. 企業年金等に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方(※4)以外の方」の額。(公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます)

※6. 公的年金の加入期間が120ヶ月に満たない等、国民年金第二号被保険者であれば65歳以上も加入可能。

3つの税制メリット

1 拠出した掛金は全額所得控除の対象となります。

掛金は小規模企業共済等掛金控除の対象となり全額所得控除の対象となります。

例：課税所得が330万円以下で所得税、住民税率が20%のサラリーマンが毎月12,000円の掛金を拠出した場合

12,000円(毎月の掛金)×12ヶ月=144,000円(年間所得控除額)
144,000円×20%=28,800円

所得税と住民税が年間で28,800円の節税

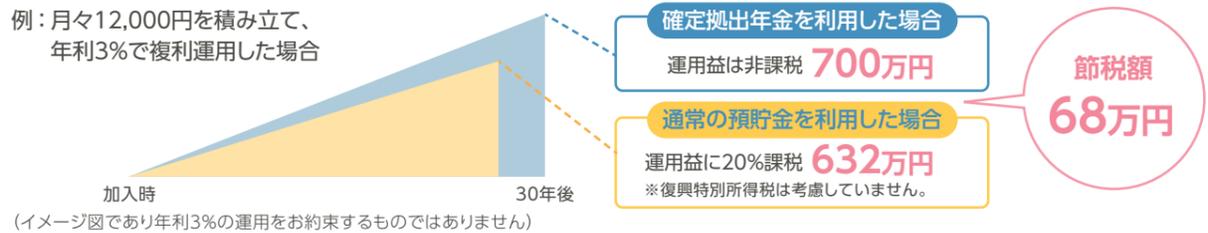
加入者	年間拠出限度額	控除額
公務員	144,000円	最大144,000円
被扶養配偶者 (パートなどで収入がある場合)	276,000円	最大276,000円
サラリーマン (企業型年金に加入済み)	240,000円	最大240,000円

●所得収入のない被扶養配偶者は所得控除は受けられません。

2 運用収益は非課税です。

通常、個人で運用すると運用益に対して20%の税金がかかりますが、確定拠出年金の運用で得られた運用益は課税対象となりません。

例：月々12,000円を積み立て、年利3%で複利運用した場合



3 受取りは各種控除の対象です。

60歳以降受け取る資産を『老齢給付金』といいます。

老齢給付金は年金または一時金として受取り、それぞれに税制優遇があります。

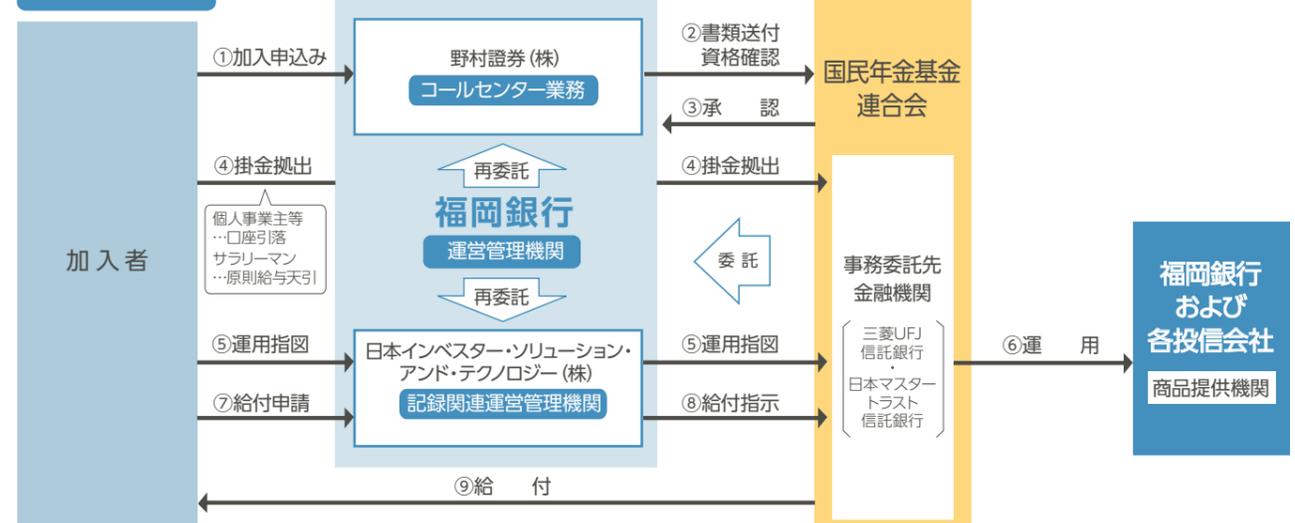
一時金で受取り	年金で受取り
<p>退職金などと合算して『退職所得控除』が受けられます。 ※被扶養配偶者(主婦など)も適用</p>	<p>他の公的年金と合算して『公的年金等控除』が受けられます。</p>

※次に該当する場合は、60歳前でも受取りが可能です。高度障害となった場合…『**障害給付金**』死亡した場合…『**死亡一時金**』

確定拠出年金制度(個人型)の仕組み

確定拠出年金(個人型)は、国民年金基金連合会から委託を受けた運営管理機関が取扱っております。

FFGのiDeCo



充実した商品ラインナップ

運用商品ラインナップについて、金融機関の系列にとられない運用会社の選定により、長期分散投資に資する各種運用商品をご用意いたします。詳しくは福岡銀行確定拠出年金コールセンター(0120-934-080)へお問い合わせください。

元本確保型の商品

定期預金

元本が確保されていない商品(投資信託)

国内・海外
債券

国内・海外
株式

バランス型

等

受給できる年齢

原則60歳から受給可能ですが、60歳時点での通算加入者等期間が10年に満たない場合は段階的に受給開始年齢が遅れます。

通算加入者等期間	受給開始年齢
50歳までに加入、通算加入者等期間10年以上	60歳から75歳の間で受取開始
50歳超から52歳までに加入、通算加入者等期間8年以上10年未満	運用のみ 61歳から75歳の間で受取開始
52歳超から54歳までに加入、通算加入者等期間6年以上8年未満	運用のみを行う期間 62歳から75歳の間で受取開始
54歳超から56歳までに加入、通算加入者等期間4年以上6年未満	運用のみを行う期間 63歳から75歳の間で受取開始
56歳超から58歳までに加入、通算加入者等期間2年以上4年未満	運用のみを行う期間 64歳から75歳の間で受取開始
58歳超から60歳までに加入、通算加入者等期間1ヶ月以上2年未満	運用のみを行う期間 65歳から75歳の間で受取開始

※通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金の請求ができます。

加入者の主な手数料

(税率10%)

国民年金基金連合会にお支払いいただく手数料	加入事務手数料	〈加入時のみ〉2,829円(税込)
—	管理・事務手数料	合計月額480円(税込)
国民年金基金連合会にお支払いいただく手数料	事務手数料	月額105円(税込)
三菱UFJ信託銀行・日本マスタートラスト信託銀行にお支払いいただく手数料	資産管理手数料	月額66円(税込)
福岡銀行にお支払いいただく手数料 (記録関連運営管理手数料を含みます。)	運営管理手数料	月額309円(税込)
三菱UFJ信託銀行・日本マスタートラスト信託銀行にお支払いいただく手数料	給付事務手数料 (給付金を受給する際にお支払いいただく手数料です。)	給付1回につき440円(税込)

手数料は毎月の掛金の中(給付金を受給する場合は給付金の中)から引き落としさせていただきますので、実際にご加入者が運用される金額は「掛金額から手数料を差し引いた金額」になります。

留意事項

- 原則、60歳まで途中の引出し、脱退はできません。
- 運用リスクは加入者自身が負うことになります。運用する商品を加入者自身が決定し、その運用リスクは加入者自身が負うことになります。
- 年金額が事前に確定していません。加入者ごとの運用実績に基づいて年金額が決定するため、老後に受取る年金額が事前に確定していません。
- 手数料は加入者自身にご負担いただくこととなります。個人別管理資産を運用・管理するための手数料については、ご本人にご負担いただくこととなります。
- 確定拠出年金の積立資産は、特別法人税(年1.173%)の課税対象となります。ただし現在は特別法人税の課税は凍結されています。